

独立行政法人労働者健康安全機構
令和元年度業績評価委員会報告書

令和2年3月26日

独立行政法人労働者健康安全機構
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康安全機構

業績評価委員会委員

明石 祐二 (一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹)

大前 和幸 (慶應義塾大学名誉教授)

金子 晃浩 (全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長)

島 大貴 (航空連合会長)

砂原 和仁 (東京海上ホールディングス株式会社人事部ウェルネス推進チーム専門部長)

角田 透 (杏林大学名誉教授)

◎ 原 正道 (横浜市立大学名誉教授)

松田 晋哉 (産業医科大学医学部公衆衛生学教授)

◎ : 委員長

(50音順 敬称略)

はじめに

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の平成30年度業務実績及び令和元年度における主な課題に係る対応状況に対する評価及び今後の運営に向けた意見を求めるため、令和元年6月24日及び令和元年12月26日に業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催した。

本報告書は、当委員会において機構の業務に関する評価又は必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

（1）研究及び試験事業について

－労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進－

労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進については、そのためのエビデンスを収集する目的で実施するプロジェクト研究、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえて、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤的研究、行政要請研究を着実に実施している。

過労死等防止調査研究センターにおいては、平成30年度から第2期の研究を開始しており、他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成30年7月24日閣議決定）に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献している。

また、平成30年度までは、労働安全衛生総合研究所が持つ「労働災害防止に係る基礎・応用研究機能」と労災病院が持つ「臨床研究機能」との一体化による効果を最大限に発揮できる研究を実施した。令和元年度からは、新たに日本バイオアッセイ研究センターの化学物質有害性に関する調査研究機能や、治療就労両立支援センターによる予防医療モデル事業等で得られた知見などを加え、機構内の複数の施設が協働して研究を行う仕組みを整えて協働研究を着実に開始していることに加え、外部機関との共同研究についても実施していることは高く評価する。引き続き、機構内の協働研究のみならず、外部機関との共同研究についても積極的に取り組んでいくべきである。

研究の実施に当たっては、機構内の施設間の相互理解を深めることを目的に調査・研究発表会を平成29年度から実施しているが、平成30年度からは労働安全衛生総合研究所、労災病院、日本バイオアッセイ研究センターに加え、産業保健総合支援センターが新たに参加して意見交換を実施するとともに、令和元年度には、従来の口頭発表に加えてポスターセッションを実施し、各施設の間の相互理解を高める取組を行った。

研究評価の厳格な実施と評価結果の公表については、外部評価の対象となる研究について、厚生労働省と意見交換を行い、労働安全衛生研究評価部会で評価を受けている。令和元年度からは、評価項目に「行政への貢献度」を追加するとともに、評価体制についても、令和元年度からは、常任委員と研究課題ごとに専門委員を委

嘱し、研究課題に精通したものが評価に関与できるように改正を行った。

研究で得られた成果は、厚生労働省等へ提供することにより、労働安全衛生に関する法令、行政通達等の制改定等に貢献し、経済産業省や国土交通省等でも、災害防止や安全衛生対策上のガイドライン等に活用されている。また、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等で発表するなど、対外的な成果の発信についても積極的に実施した。

一労働災害等に係る研究開発の推進一

労働災害等に係る研究・開発の推進については、「職業性疾病等の原因と診断・治療」「労働者の健康支援」「労働保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域において、平成30年7月から新たに9テーマを選定した。「運動器外傷患者の復職に影響する要因に関するコホート研究」や「勤労者世代に多いC型慢性肝炎に対するインターフェロンフリー治療後の肝発癌抑制に対する研究」等、労働補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組んでいる。

令和元年度は、労働病院に入院した患者の病歴と職業歴を蓄積している「病職歴データベース」について、さらなる研究利用を促進するため、多様なデータ抽出が行える改修を行っている。

研究成果の積極的な普及・活用については、労働災害等医学研究普及サイトにおいて、新たに平成30年度から「両立支援コーディネーター研修」「予防医療モデル事業」「じん肺、アスベスト等の研修情報」のページを追加した。また、「入院患者病職歴調査」のデータベースについては新たに概要説明の英語版や基礎解析データ等を公表し、スマートフォンからの閲覧に対応するなどのリニューアルを行った。令和元年度には、労働災害等医学研究普及サイトの広報用リーフレットを作成し、都道府県の労働局や医師会などに配布することで、ホームページアクセス件数の向上を図っている。

(2) 労働災害調査事業について

労働災害の原因調査については、厚生労働省等からの依頼に基づき、災害調査、捜査事項照会・鑑定等を着実に実施している。また、機構が実施した労働災害調査の結果から、高純度結晶性シリカの微小粒子を扱う事業場で、これまでは数十年かけて進行するとされていたじん肺が数年で発症するということが判明しており、新たな知見を提供することができた。平成30年度には、健康障害発生防止対策として、厚生労働省から同物質を取り扱っている可能性のある事業場や関係業界団体に対して、発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導要請の通知発出につながるなど、被害の拡大の抑制につなげたことは高く評価する。

(3) 化学物質等の有害性調査事業について

国が指定する発がん性等の有害性が疑われる化学物質については、GLP基準（優良試験所基準）に従い長期吸入試験、中期発がん性試験、遺伝子改変動物を用いたがん原性試験、培養細胞を用いる形質転換試験、構造活性相関の試験等を計画に沿っ

て着実に実施している。

また、長期吸入試験が終了した物質の試験結果については、厚生労働省を通じてIARC (国際がん研究機関) に提供しており、平成30年度に公表されたIARC monographsの第122号と第123号において、その結果が掲載された。

(4) 労災病院事業について

疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供では、地域の中核的役割を果たすために、地域医療支援病院の施設数を維持するとともに、急性期医療への対応として、特定集中治療室等の病床数を維持したほか、高度医療機器についても計画的に更新した。また、地域の医療需要、近隣医療機関の診療機能等を考慮した上で最適な病床機能区分を検討し、見直すことで、紹介率・逆紹介率、症例検討会等の開催回数、受託検査件数について目標を達成している。

さらに、患者等が抱える問題の解決に向けて支援を行うため、メディカルソーシャルワーカーが相談に対応するなど、患者の社会復帰の促進に向けた取組を実施している。

患者の意向の尊重と医療安全の充実については、病院機能評価の更新時期を迎える施設等で再受審・更新を実施しているほか、全ての病院で医療安全チェックシートを用いたチェックや病院間相互チェック等を実施している。患者満足度調査では、毎年度、前年度の結果分析を基に改善計画を策定して実施し、目標を達成している。

大規模災害等への対応では、平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震の災害に対して、労災病院からDMAT等を派遣するなどの支援を行い、産業保健総合支援センターでは、被災者のための相談ダイヤルを設置し、心と健康のケアに向けた取組を実施するなど、発生した災害に応じて適切に対応している。

行政機関等への貢献については、労災認定に係る医学的意見書への取組や国が設置する審議会等へ参画するなどした。

今後、労災病院は、経営面でますます厳しい状況になることが考えられることから、各病院の機能や運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、各病院の状況をきめ細かく見ていく中で、本部が主導しながら経営改善に向けて取り組んでいくべきである。

(5) 産業保健活動総合支援事業について

産業医・産業保健関係者への支援では、産業医の資質向上のための研修を積極的に実施するとともに、経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みを相談できるように、地域のネットワークを構築するためのモデル事業を実施するなど、サポート体制を整備している。

事業場における産業保健活動の支援では、事業者や産業医等を対象とした研修について、中小企業事業者に産業医の活用を促すためにテキストを作成したり、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修を設定し、実施することで目標を達成している。

産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施では、事業者や産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応などの

課題に対して、平成30年度から新たに産業保健専門職を配置するなど、相談体制の充実を図り積極的に対応している。

メンタルヘルス対策の推進では、産業保健総合支援センターの担当者が事業場を訪問し、職場環境改善等が実施できるように支援を行うとともに、メンタルヘルス対策促進員を増員し、体制の充実を図っている。

産業保健総合支援センター事業の利用促進では、メールマガジンや『産業保健 21』の発行による情報提供を行っている。治療と仕事の両立支援に係る周知活動としては、その取組内容を労働者とその家族、医療機関側、企業側に幅広く知らせるため、平成30年度には島耕作、令和元年度にはサラリーマン金太郎を広告塔にしたパンフレットを作成公開し、がん診療連携拠点病院などの医療機関、労働局、産業保健総合支援センターなど、幅広く配布した。また、令和元年度から新たにYouTubeのインストリーム動画を活用するなど、様々な媒体を通じて情報提供を行い、ホームページへのアクセス件数の目標を達成している。

研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握においては、目標を達成している。

今後は、外国人労働者の増加に対応するため、産業保健の周知等に役立つリーフレット等の多言語（特にアジア圏の多言語）による情報提供を実施すべきである。

また、国の「第13次労働災害防止計画」では、多店舗展開の小売業のように事業場が分散し、個々に与えられる権限や予算も十分でない場合、安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると指摘されていることから、今後は登録産業医、登録保健師が行う事業場への訪問指導の中で、このような業種にも目を向け、取り組んでいくべきである。

加えて、小売業などの業種では、脳（神経）・心臓（血管）疾患及び精神障害による労災認定が多く、メンタルヘルスの分野について、今後より一層積極的に情報の発信を求める。

（6）治療就労両立支援事業について

治療就労両立支援事業については、国の政策に大きく貢献しているとともに、地方自治体もこれに沿って事業を展開しているなど、取組内容は高く評価できる。

人材の育成では、両立支援コーディネーターの養成及びスキルアップを図るための研修会を開催している。基礎研修については、平成30年度に産業保健に関する基本的な知識の講義を新設するなど内容の充実を図り、令和2年度までに2,000人のコーディネーター養成計画を平成30年度時点で達成した。令和元年度も、沖縄県を始め開催地を拡大して実施するなどし、単年度だけで2,000人以上の養成が予定されている。また、応用研修については年2回実施しており、令和元年度は開催地を追加した。現在は、治療と仕事の両立支援を推進していくための人材を増やしていく段階にあるが、今後は、養成したコーディネーターがいかに効果的な支援を実施できるのかが課題である。

治療や患者支援の推進に向けては、事例の収集を行っている。令和元年度からは、がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルスの4疾病に限定せず、対象疾病の拡大を図

り、事例数も増加している。収集した事例については、データベースシステムを構築し、令和2年度からの稼働に向けて準備を進めている。

治療と仕事の両立支援を推進する企業に対する支援では、患者、事業者及び産業保健スタッフ等からの相談に応じるため、全国の労災病院、治療就労両立支援センターに両立支援相談窓口を設置するとともに、都道府県の基幹病院に出張相談窓口を順次開設している。今後は、両立支援相談窓口に行くことが困難な方への対応についても、課題として検討していくべきである。

(7) 専門センター事業について

吉備高原医療リハビリテーションセンターでは、四肢・脊椎障害、中枢神経麻痺患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、診療、リハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施している。社会復帰率は目標を達成し、医用工学研究の取組として、在宅での就労支援、あるいは住宅改造の支援等を行い、社会復帰後における生活の質向上に取り組んでいる。

総合せき損センターでは、脊髄損傷患者等に対して、職場・自宅復帰の促進を図るため、受傷直後の早期治療からリハビリテーション及び退院後のケアまでを一貫して実施している。社会復帰率は目標を達成し、医用工学研究の取組では、平成30年度に「せき損式スライディングボード」を、令和元年度には「スイッチテレコール」の新規開発を行うなど、社会復帰後における生活の質向上に取り組んでいる。

また、両センターの医用工学研究に係る蓄積されたノウハウや開発機器等の普及のため、国際福祉機器展に出展している。

今後は、より国際的な貢献を行っていくため、両センターで蓄積しているノウハウ等の専門的な内容を国際的な場でアピールしていくことを期待する。

(8) 未払賃金立替払事業について

未払賃金立替払制度は、企業倒産に伴って賃金が未払いのまま退職した労働者とその家族の生活安定を図るセーフティーネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な実施に努めており、不備事案を除き、目標を達成している。

また、立替払金の求償については、適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るために、事業主等に対して求償通知や債権届出等の取組をを行うなど、弁済可能な債権を確実に回収するように努めている。

(9) 納骨堂の運営事業について

労働災害における産業殉職者の御霊を合祀するため、毎年秋に御遺族、関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催している。平成31年4月23日には、天皇皇后両陛下が亡くなられた方々を慰霊するため、高尾みころも霊堂を行幸啓された。

慰霊の場としてふさわしい環境を整備するため、来堂者に対する接遇等の必要なトレーニングを実施するとともに、平成30年度以降、近隣施設の協力を得て障害者用駐車場を特設した。令和元年度には、遠隔地から参列される御遺族の帰りを考慮

し、開式時間を30分前倒しするなど、御遺族等への配慮等に努め、満足度調査結果では、目標を達成した。

2 業務運営の効率化に関する事項について

一般管理費・事業費等の効率化については、人件費の抑制、管理部門の削減、賃借料の節減、調達等合理化計画の推進等により、平成26年度と平成30年度の予算額を比較し、一般管理費については12.0%の削減、事業費については8.6%の削減となり、それぞれの目標を達成した。

専門医療センター事業の運営については、吉備高原医療リハビリテーションセンターが地理的な要因により医師の確保が難しく、医師未充足に伴う入外患者数の減少により減収となった。交付金率が超過していることから、引き続き、医療収入の確保に向けて、その前提となる医師確保を進めている。

3 財務内容の改善に関する事項について

経営改善に向けた取組については、経営改善推進会議を定期的で開催し、リアルタイムで業務運営の効率化を推進するなど、機構本部のガバナンスの充実・強化を図っている。

特に平成30年度からは、経営改善病院において医療提供体制を踏まえた将来構想を策定し、個別協議を実施の上、病床機能の変更、病床数の削減を決定している。また、経営改善病院以外の病院についても、重要な経営指標が特に悪化している病院に対しては、診療機能の見直し等を行い、経営改善に取り組んでいる。

共同購入・共同入札については、国立病院機構と国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同入札の実施、国立病院機構と地域医療機能推進機構との高額医療機器に係る共同入札の実施、労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札を実施し、削減効果を上げている。

繰越欠損金は平成28年度に解消され、平成30年度時点では420億円の利益剰余金を計上している。しかし、依然として大きな赤字が発生していることから、労災病院事業の経営改善を行い、引き続き、財務内容の改善に努めていくべきである。

4 その他業務運営に関する重要事項について

人事に関する事項として、優秀な研究員の育成・確保、医療従事者の確保、専門認定看護師の育成及び産業医等の育成支援に取り組んでいる。また、障害者雇用についても確実に取り組み、その雇用状況を確保すべく体制を組み合わせながら、法定雇用率を上回る雇用率を維持している。

各研修のプログラムについてはアンケート等を基に見直すことで、研修受講者の有益度は目標を達成している。労災看護専門学校については、専門性を有する看護師の育成として、国家試験合格率の確保について目標を達成するとともに、労働安全衛生融資貸付債権の管理については、破産更生債権を除く債権回収額の目標を達成している。

内部統制の充実・強化等については、業務の有効性・効率性の向上という観点から、当委員会の意見を業務に反映していることや内部統制委員会で業務部門ごとの業務フローを作成し、内在するリスク因子の把握とリスク発生原因の分析、把握したリスク

に関する評価等の取組を進めている。また、内部監査室による各施設への監査の実施やバランススコアカードを用いた内部業績評価も実施している。

公正で適切な業務運営については、情報公開及び研究における研究倫理の遵守にも取り組み、情報セキュリティ対策の推進として、個人情報保護の重要性やポリシーの周知、指導及び改善を行っている。

5 今後の運営に向けて

労働安全衛生総合研究所と労災病院に加え、機構内の複数の施設と協働して実施する協働研究や外部機関との共同研究については引き続き進めるとともに、今後さらに発展させていくべきである。

治療就労両立支援事業については、最上級の評価を継続して受けており高く評価できる。今後とも継続した取組を進めていくべきである。

労災病院事業については、今後、経営面でますます厳しい状況になることが考えられることから、各病院の機能や運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、病院ごとの目標管理を行うこと等により、引き続き経営改善に向け、取り組んでいくべきである。

おわりに

機構は令和元年度から第4期中期目標期間として新たな目標を掲げて取り組んでいるが、当委員会の評価等を踏まえ、より効率的、効果的に実施し、働く人々の健康の保持増進と安全の確保に一層取り組むことを期待する。

令和元年度業績評価委員会報告書に
基づく業務の改善について

令和2年3月31日

独立行政法人労働者健康安全機構

令和元年度に開催しました独立行政法人労働者健康安全機構業績評価委員会において御提言のありました事項について、次のとおり業務の改善に反映してまいります。

1 産業保健活動総合支援事業について

今後は、外国人労働者の増加に対応するため、産業保健の周知等に役立つリーフレット等の多言語（特にアジア圏の多言語）による情報提供を実施すべきである。
(業績評価委員会報告書4頁「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言)

産業保健の周知等に役立つリーフレット等の多言語対応に向け、相談対応を行っている産業保健総合支援センター等を通じて、多言語対応のニーズが高いリーフレット等の制作物及び多言語対応で求められる言語に関する情報収集を行っている。また、医療用語、労働安全衛生法などの法律用語などが多言語対応した際に意味が通じるものかなど慎重に検討する必要がある。現在、情報収集と併せて翻訳業者と相談を実施している。

委員の御指摘を踏まえ、引き続きリーフレット等の多言語による情報提供の実施に向けて検討を続けて参りたい。

2 産業保健活動総合支援事業について

第13次労働災害防止計画では、多店舗展開の小売業のように事業場が分散し、個々に与えられる権限や予算も十分でない場合、安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると指摘されていることから、今後は登録産業医、登録保健師が行う事業場への訪問指導の中で、このような業種にも目を向け、取り組んでいくべきである。

また、小売業などの業種では、脳・心臓疾患及び精神障害による労災認定が多く、メンタルヘルスの分野について、今後より一層積極的に情報の発信を求める。

(業績評価委員会報告書4頁「産業保健活動総合支援事業」に係る御提言)

多店舗展開の小売業などの小規模事業場については、御指摘のとおり事業場ごとの安全衛生管理の仕組みや産業保健活動の仕組みが十分に機能しているとはいえない状況と思われる。この点、地域産業保健センターを中心に登録産業医、登録保健師が小規模事業場の労働者等からの相談対応等を実施しているところであるが、委員の御指摘を踏まえ、小売業などを含めた小規模事業場に対して、相談窓口である地域産業保健センターの活用を積極的に促して参りたい。

メンタルヘルスの分野については、労働者がストレス要因に対するストレス反応や心の健康について理解するとともに、自らのストレスや心の健康状態について正しく認識できるようにするためのツールとして「こころの健康気づきのヒント集」改訂版（平成31年3月）や、メンタルヘルス不調により休業した労働者に対する職場復帰を促進するため、事業場向けに「職場復帰支援の手引き」改訂版（平成31年3月）を発行している。これらを活用しつつ、事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、今年度はメンタルヘルス対策促進員の増員を行っている。

引き続き、委員の御指摘を踏まえ、メンタルヘルス分野に係る情報発信を積極的に行って参りたい。

3 労災病院事業について

今後、労災病院は、経営面でますます厳しい状況になることが考えられることから、各病院の機能や運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、各病院の状況をきめ細かく見ていく中で、本部が主導しながら経営改善に向けて取り組んでいくべきである。

(業績評価委員会報告書3頁「労災病院事業」に係る御提言)

従前より、労災病院と本部が年度ごとの業務実績を検証するとともに、次年度の計画について協議を行う場である「施設別病院協議」において、病院ごとに病床利用率、1日平均新入院患者数、診療単価などの指標についての目標を定めているところである。

本部においては、その達成状況をフォローアップ（進捗状況の確認）しながら、必要に応じて行動目標の追加・修正を行う形で経営改善に向けて取り組んでいるところであり、委員御指摘の「各病院の機能や運営環境に応じた指標についての目標値の設定」については既に実施しているところであるが、今後も各労災病院の置かれている状況等の変化等を的確に把握し、目標とする指標の在り方等について引き続き検討を行ってまいりたい。

4 治療就労両立支援事業について

治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成において、現在は治療と仕事の両立支援を推進していくための人材を増やしていく段階にあるが、今後は養成したコーディネーターがいかに効果的な支援を実施できるのかが課題である。

(業績評価委員会報告書4頁「治療就労両立支援事業」に係る御提言)

全国各地の医療機関や職場において両立支援制度が普及されるよう、引き続き、両立支援コーディネーター基礎研修を全国各地で開催し養成に努めていくとともに、現在、基礎研修修了者で医療機関に勤務している方を対象に、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修も開催して参りたい。

また、各地域における両立支援の水準を向上させるため、都道府県労働局などの地域両立支援推進チームの構成員と連携し、各地域の両立支援コーディネーター間の連携をはじめ、各地域の両立支援コーディネーターと企業の労務担当者との連携などを促進するための環境整備を図って参りたい。

5 治療就労両立支援事業について

治療と仕事の両立支援を推進するため、両立支援相談窓口及び出張相談窓口を順次開設しているが、今後は、両立支援相談窓口に行くことが困難な方への対応についても、課題として検討していくべきである。

(業績評価委員会報告書5頁「治療就労両立支援事業」に係る御提言)

両立支援コーディネーターは、患者(労働者)の病気(予後や治療計画等)や生活(住宅ローンや教育費など)、仕事などの機微な個人情報となる悩みについて傾聴しながら、治療と仕事の両立支援の相談を行っていることから、現時点では電話やメール等ではなく、対面による相談が適していると考えている。

しかしながら、高年齢労働者が増加している状況を踏まえ、両立支援相談窓口に訪問せずに相談できる方法について、今後の課題として検討して参りたい。

6 財務内容の改善に関する事項について

繰越欠損金は平成28年度に解消され、平成30年度時点では420億円の利益剰余金を計上しているが、依然として大きな赤字が発生していることから、労災病院事業の経営改善を行い、引き続き、財務内容の改善に努めていくべきである。

(業績評価委員会報告書6頁「財務内容の改善に関する事項」に係る御提言)

労災病院の経営改善に向けた取組については、経営状況が悪化している病院(経営改善病院)において、平成30年度に地域のニーズ及び医療提供体制を踏まえた「将来構想」を策定させ個別協議を実施し、令和元年度から病床機能の変更、病床数削減、併せてそれに見合った適正な人員配置を行った。経営改善病院以外で、重要な経営指標が特に悪化している病院に対しては、令和元年度から経営改善病院として指定し、診療機能の見直し等の検討を行っている。

このような経営改善病院には、個別に業務及び経営指導・支援・フォローアップ(行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導、地域包括ケアシステムの構築による患者確保対策の指導等)を行っている。

その他にも、支出削減対策の一環として、国立病院機構、国立高度専門医療センターとの医薬品に係る共同入札の実施、国立病院機構及び地域医療機能推進機構との高額医療機器に係る共同入札の実施、及び労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札の実施等に努めている。

これらの取組については、今後も継続していくとともに、新たな収入確保や支出削減対策を講じることにより、引き続き労災病院の経営改善を図って参りたい。